

基安安発 0421 第 2 号
基安労発 0421 第 3 号
平成 28 年 4 月 21 日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労働衛生課長
(契印省略)

平成 28 年熊本地震の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

本年 4 月 14 日以降、熊本県を中心に断続的に発生した地震では、熊本県内を中心に建築物、交通インフラ、水道等に大きな被害が発生しているところです。今後、がれきの処理や建築物の解体・改修工事、道路、水道等のインフラ復旧工事等に係る作業が早急に行われることとなりますが、暫くの間は余震の発生や降雨による二次災害のおそれにも十分留意しつつ、労働災害防止の徹底を図る必要があります。

ついては、特に下記の労働災害防止対策に十分留意した施工が行われるよう、貴団体会員等に対する周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 土砂崩壊災害の防止

土砂崩壊による災害の防止には、亀裂の進展、連続した小石の落石等の崩壊の兆候を感知することが重要であるので、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の「変状時点検表」(別添)を活用し、斜面の状態を適切に点検すること。

2 土石流災害の防止

土石流の前兆として小石の落石、河川の水量の増加が発生することがあるので、これに留意すること。また、土砂災害警戒情報を常時確認するとともに、降雨量を把握し、土石流災害が発生するおそれが高まった場合には作業を中止し、速やかに安全な場所に退避すること。

なお、一般に土石流は表層崩壊によるものが多いが、深層崩壊による土石流は斜面が森林であっても発生することがあることから、上流が森林であっても十分に警戒すること。

3 墜落・転落災害の防止

木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事においては、墜落防止措置が採られず、屋根の踏み抜きを含む墜落・転落災害が発生しがちであることから、木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事で作業床を設けることが困難な場合には、安全带等の取付設備を設置した上で、安全带を確実に使用させること。この際には、リーフレット「足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント」※を参考にする事。

※<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/140805-1.pdf>

4 熱中症の予防

熱への順化の有無が熱中症の発生リスクに大きく影響し、4月であっても熱中症が発生することがあることから、労働者が熱に順化するまでの期間は熱中症予防対策に特に注意を払い、水分及び塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定をするよう労働者に呼びかけること。

この際には、リーフレット「職場の熱中症予防対策は万全ですか？」※を参考にする事。

※<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000116152.pdf>

5 その他

倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようにするとともに、建設機械を使用する作業場所においては、機械との接触防止措置等を徹底すること。

また、粉じんを吸入するおそれのある作業については、適切な呼吸用保護具の着用等を徹底すること。

表 1 檢査時状況

1. この点検表は、日常点検で見つかった土砂崩壊の前兆現象の進行状況を変状項目・箇所ごとに点検し、確認するためのものである。(なお、設計・施工段階別点検表で確認された亀裂なども同様とする。)
2. 日常点検表において変状が発見された場合は、この点検表の点検実施箇所の該当項目に○印をつけ、変状箇所欄に該当箇所(詳細な位置、必要に応じて図示)を明記の上、点検する。点検頻度は日常点検よりも多く行う。なお、変状項目・箇所以外については引き続き日常点検表を用いて行う。
3. 亀裂などの変状の進行状況は、下記点検表の「現象」や項目ごとの「解説」「現象・判断基準」に合致しているかどうかで判定し、該当する項目の有か無に○印をつける。
4. 変状などの進行が確認(有に○印がついた状態)された場合は、一時作業を中断した上で、措置項目の安全措置を施し、該当する措置項目に○印をつける。
5. 変状などの進行が確認された場合は、発注者に報告するとともに、異常時対応シートを作成し、シートに従い必要な対応を行う。

[illegible]